

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

| | |
|------------------------------------|---|
| 14 対象事業実施区域周辺のバスの運行ルート等について | 1 |
| 15 準備書説明会における PFAS の質疑応答について | 7 |

令和8年6月
横浜市

14 対象事業実施区域周辺のバスの運行ルート等について

【令和7年度第11回審査会ご意見】

大気質、騒音、振動、地域社会に関して、供用時の問題を解決するために、公共交通機関の利用を各種媒体で呼びかけるということになっています。この実際の供用時はしばらく後の話なので、今から予測は難しいかもしれませんが、公共交通機関はバスのことを指していると思うので、現状、どこからのバスが何本くらい通っていて、実際に施設利用者さんにそのバスを利用していただける可能性がどのくらいあるのか、あるいは本数等が少なく、利用が期待できない場合に、将来増発の可能性はあるのか。その公共交通機関、実際に利用できるかどうか、その辺の見通しについて教えていただきたいです。

【令和7年度第15回審査会ご意見】

混雑時に大気や騒音や振動その他の影響を緩和するために、ということなのですが、この補足資料5ページの表4-1に示す高砂苑前から住宅前バス停に停車する8時台から17時台のバスの本数を見ますと、例えばお墓参りに皆さんがいらっしゃるお彼岸ですとか、お盆ですとか、休日・祝日は、8時から17時台が図で示されている3つの行先それぞれで4本、3本、1本ということで、1日何本というような非常に本数が少ない状況になっています。これを踏まえて、私の質問ではこれで十分なのかどうなのか。十分でないとしたら、今後の見通しはどうするのか。そういった御質問させていただいたのですが、補足資料では現状こうですよ、ということだけで、そういった現状評価の問題、あるいは今後の展望の問題が今回触れられていないのですが、その辺はどのように考えておられるのか質問させていただきます。

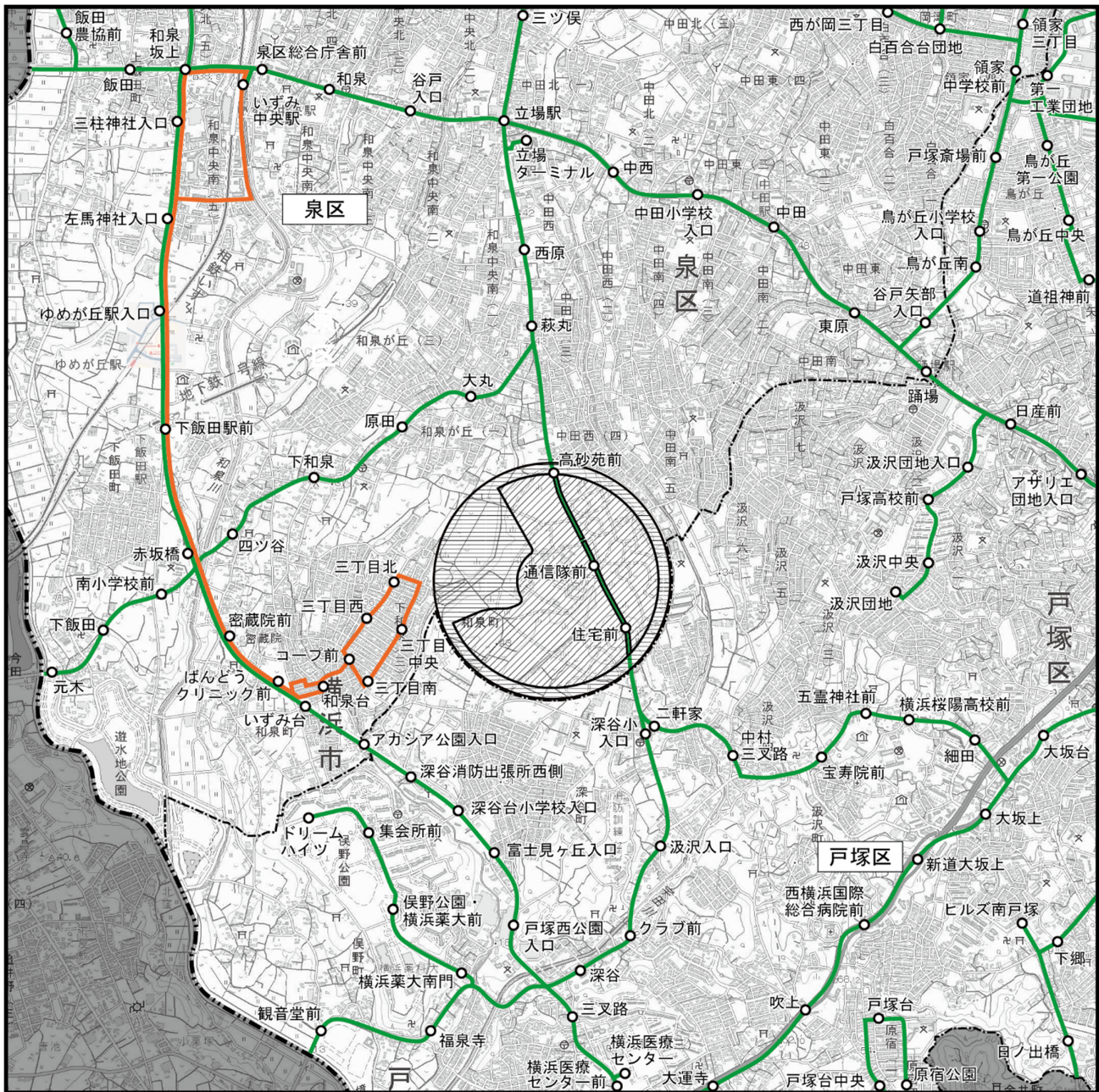
事業者さん単独で解決できる課題でないということは理解しております。ただそういった今後の課題、懸念点、問題点というのが残っているのであれば、それは何らかの形で問題点であるということ明記された方が良いのではないかと思います。これは意見です。

【事業者の見解】

調査区域におけるバス路線は図14-1に示すとおり、神奈中バス、天台観光の2社が運行しています。来園者の利用が予想される高砂苑前、通信隊前、住宅前バス停は、立場ターミナルから戸塚バスセンター、立場ターミナルから大船駅西口（俣野公園・横浜薬大前経由と田谷経由の2路線）の3路線のバスが運行しています。高砂苑前から住宅前バス停に停車するバスの本数は表14-1及び表14-2に示すとおり、3路線合計で平日193本、土曜130本、休日、祝日125本となっています。

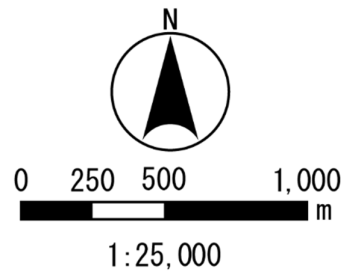
今後、事業の実施に伴い公共交通機関の利用者が増加することを踏まえ、事業の進展に応じて、バス事業者へ情報提供等の働きかけを行う等により、公共交通による来園者の利便性確保に努めてまいります。

これらの内容は環境影響評価書の「環境の保全のための措置」に追記します。評価書においては、「環境の保全のための措置」を表14-3(2)のとおり変更します。準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。なお、地域社会の他、大気質、騒音、振動の来園車両の走行の「環境の保全のための措置」にも同様に追記いたします。



凡例

- : 対象事業実施区域 (公園)
- : 神奈中バス
- : 天台観光
- : 対象事業実施区域 (墓園)
- : 市境
- : バス停留所
- : 区境



資料：「泉区バスマップ（令和7年3月現在）」（横浜市ホームページ、令和8年2月調べ）、「戸塚区バスマップ（令和6年11月現在）」（横浜市ホームページ、令和8年2月調べ）を基に加工して作成

図 14-1 バス路線図
（準備書 p.3-52 図 3.2.7.2 を更新）

表 14-1 高砂苑前から住宅前バス停に停車するバスの本数（合計）

| 曜日 | 行先 | | | 合計 |
|-------|----------|-----------|--------|-------|
| | 立場ターミナル行 | 戸塚バスセンター行 | 大船駅西口行 | |
| 平日 | 96 本 | 59 本 | 38 本 | 193 本 |
| 土曜 | 65 本 | 44 本 | 21 本 | 130 本 |
| 休日、祝日 | 63 本 | 44 本 | 18 本 | 125 本 |

※通信隊前バス停の発車時刻、2026 年 5 月 22 日時点の情報を参照し作成しました。

表 14-2 (1) 高砂苑前から住宅前バス停に停車するバスの本数（平日）

| 曜日 | 時間帯 | 行先 | | |
|----|----------|----------|-----------|--------|
| | | 立場ターミナル行 | 戸塚バスセンター行 | 大船駅西口行 |
| 平日 | 5 時台 | — | 2 本 | 3 本 |
| | 6 時台 | 2 本 | 6 本 | 3 本 |
| | 7 時台 | 6 本 | 7 本 | 4 本 |
| | 8 時台 | 9 本 | 4 本 | 1 本 |
| | 9 時台 | 6 本 | 4 本 | 2 本 |
| | 10 時台 | 6 本 | 4 本 | 2 本 |
| | 11～14 時台 | 毎時 5 本 | 毎時 3 本 | 毎時 2 本 |
| | 15 時台 | 5 本 | 4 本 | 2 本 |
| | 16 時台 | 6 本 | 4 本 | 4 本 |
| | 17 時台 | 6 本 | 3 本 | 2 本 |
| | 18 時台 | 7 本 | 3 本 | 2 本 |
| | 19 時台 | 6 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 20 時台 | 5 本 | 1 本 | 2 本 |
| | 21 時台 | 4 本 | 1 本 | 1 本 |
| | 22 時台 | 4 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 23 時台 | 3 本 | — | — |
| | 24 時台 | 1 本 | — | — |
| | 合計 | 96 本 | 59 本 | 38 本 |

※通信隊前バス停の発車時刻、2026 年 5 月 22 日時点の情報を参照し作成しました。

表 14-2 (2) 高砂苑前から住宅前バス停に停車するバスの本数 (土曜・休日、祝日)

| 曜日 | 時間帯 | 行先 | | |
|-------|----------|----------|-----------|--------|
| | | 立場ターミナル行 | 戸塚バスセンター行 | 大船駅西口行 |
| 土曜 | 5 時台 | — | 1 本 | 1 本 |
| | 6 時台 | 1 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 7 時台 | 3 本 | 3 本 | 2 本 |
| | 8 時台 | 4 本 | 3 本 | 2 本 |
| | 9 時台 | 5 本 | 3 本 | 2 本 |
| | 10 時台 | 5 本 | 3 本 | 1 本 |
| | 11～18 時台 | 毎時 4 本 | 毎時 3 本 | 毎時 1 本 |
| | 19 時台 | 4 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 20 時台 | 2 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 21 時台 | 3 本 | 1 本 | 1 本 |
| | 22 時台 | 3 本 | — | 1 本 |
| | 23 時台 | 3 本 | — | — |
| | 合計 | 65 本 | 44 本 | 21 本 |
| 休日、祝日 | 5 時台 | — | 1 本 | 1 本 |
| | 6 時台 | 1 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 7 時台 | 3 本 | 3 本 | 1 本 |
| | 8～18 時台 | 毎時 4 本 | 毎時 3 本 | 毎時 1 本 |
| | 19 時台 | 4 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 20 時台 | 2 本 | 2 本 | 1 本 |
| | 21 時台 | 3 本 | 1 本 | 1 本 |
| | 22 時台 | 3 本 | — | 1 本 |
| | 23 時台 | 3 本 | — | — |
| | 合計 | 63 本 | 44 本 | 18 本 |

※通信隊前バス停の発車時刻、2026 年 5 月 22 日時点の情報を参照し作成しました。

表 14-3 (1) 環境の保全のための措置
(準備書 p.6.13-62 表 6.13.27 (2))

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|----------------------------------|---|
| <p>【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通混雑</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数を確保した駐車場を整備します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園及び墓園利用者に対して公共交通機関の利用を促し、自家用車利用を抑制します。 ・従業員に対しては、通勤時や業務の移送等において、可能な限り公共交通機関の利用を依頼していきます。 ・イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。 ・公園整備事業で整備する駐車場は、横浜市駐車場条例の附置義務に基づく必要台数（隔地駐車場を含む）を確保、墓園整備事業で整備する駐車場は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく必要台数を確保し、待機車両の発生の抑制に努めます。 ・施設利用者に関しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。 |
| <p>【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通安全</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の歩行者の安全確保、バリアフリーについて配慮します。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。 |

表 14-3 (2) 環境の保全のための措置

(赤字：準備書からの変更箇所)

| 区分 | 環境の保全のための措置 |
|----------------------------------|--|
| <p>【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通混雑</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数を確保した駐車場を整備します。 ・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 ・公園及び墓園利用者に対して公共交通機関の利用を促し、自家用車利用を抑制します。 ・従業員に対しては、通勤時や業務の移送等において、可能な限り公共交通機関の利用を依頼していきます。 ・イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。 ・公園整備事業で整備する駐車場は、横浜市駐車場条例の附置義務に基づく必要台数（隔地駐車場を含む）を確保、墓園整備事業で整備する駐車場は、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく必要台数を確保し、待機車両の発生の抑制に努めます。 ・施設利用者に関しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。 ・事業の実施に伴い公共交通機関の利用者が増加することを踏まえ、事業の進展に応じて、バス事業者に情報提供等の働きかけを行う等により、公共交通による来園者の利便性確保に努めます。 |
| <p>【供用時】 来園車両等の走行に伴う交通安全</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の歩行者の安全確保、バリアフリーについて配慮します。 ・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 ・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。 |

15 準備書説明会における PFAS の質疑応答について

【令和7年度第17回審査会ご意見①】

説明会で市民の方から、米軍使用後の土地ということで、PFAS の汚染土壌や水質の汚染はないかという質問が出ていまして、事業者の説明としては基準がないので評価をしていないとのことでした。土壌についての調査は、今回の事業実施区域内があればさらにいいのですけれども、それがなくてもその周辺等で PFAS の検出等は現時点ではないのですか。

PFAS についてデータはないかもしれませんが、事業者は一応準備というか、調べておいた方がよいのではないかという気がいたします。これは評価項目として評価しなくてはいけないということではなくて、どういう状況か、どこまで分かっているのか、何が分かっているのか、その内容がどういうものであるのかは知っておいた方がよいと思います。飲料水の基準は、現時点では暫定目標値ですが、4月1日から水質基準になります。それから、飲料水以外の基準がないと書いてある事業者の回答なのですが、公共用水域についても指針値としてはあるわけです。水道水の暫定目標値と、同じレベルの公共施設に対する指針値としてあります。これを今から取り上げるつもりは全然ないのですが、準備をして調べておいた方がよい、情報は収集しておいた方がよいという気がいたしましたので、一言申し上げました。

【令和7年度第17回審査会ご意見②】

説明会資料の14ページの一番下の項目について、事業者の説明のところの二つ目の文章に、「今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目においては、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。」とありまして、ですから PFAS についても測定していることのようにこれは読めますよね。そうするとこの回答も誤解を招きます。

【令和7年度第17回審査会ご意見③】

説明会資料の14ページの一番下の項目は PFAS 以外で、影響を及ぼす数値は確認されていないというところですが、誤解を招く表現かもしれないです。

【事業者の見解】

審査会ご意見①について、水道水の水質及び水環境中の PFAS (PFOS 及び PFOA) の基準値の変遷について、表 15-1 のとおり整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺の PFAS (PFOS 及び PFOA) の調査及びモニタリング状況について、現地調査は表 15-2～表 15-4 に示す項目を対象に令和2年2月から令和4年7月に現地調査を実施しており、PFAS (PFOS 及び PFOA) については、既存資料調査及び現地調査を行っておりません。

表 15-1 PFAS (PFOS 及び PFOA) に係る基準の改正経緯

| 法令等 | 水道水 | 公共用水域・地下水 |
|---|---|---------------------------|
| 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正 (令和2年3月 厚生労働省通知) | ・水質管理目標設定項目に追加され、暫定目標値が設定される | — |
| 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」 (令和2年5月 環境省通知) | — | ・要監視項目に追加され、指針値(暫定)が設定される |
| 「水道法施行規則の一部を改正する省令」 (令和7年6月環境省公布) (令和8年4月施行) | ・水質管理目標設定項目から水質基準項目へ引き上げられる ^{※1} | — |
| 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」 (令和7年6月 環境省通知) | — | ・指針値(暫定)に代え、指針値が設定される |

※1：水質基準項目へ引き上げられることにより、水道水の水質基準の一つとなるため、水道事業者等に遵守義務・検査義務が生じます。

また、準備書説明会の質疑応答において、PFAS (PFOS 及び PFOA) の水道水以外に係る基準値が無いことを回答いたしました。ご意見頂いたとおり、水質調査の実施時期(令和2年2月～令和4年7月)の間に公共用水域についての指針値(暫定)が環境省より「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」にて公表されておりました。

説明会報告書の記載を修正し、公共用水域において、PFAS (PFOS 及び PFOA) の指針値(暫定)が公表されている旨を追記します。

審査会ご意見②及び③について、「人体の健康に影響を及ぼす数値は確認されていない」の表現について、誤解を招く表現であるとのご意見を踏まえ、「今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目」にPFAS (PFOS 及び PFOA) を含まない旨を、説明会報告書に追記します。

なお、現地調査を行った項目は表 15-2～表 15-4 に示すとおりであり、調査結果は準備書「表 6.6.6 公共用水域の水質の調査結果(準備書 p.6.6-13～14)」「表 6.6.8 湧水の水質の調査結果(準備書 p.6.6-16)」「表 6.6.9 地下水の水質の調査結果(準備書 p.6.6-17)」に示すとおりです。

説明会報告書の内容を表 15-5 のとおり修正し、修正内容を赤字で記載いたしました。また、この説明会報告書の修正内容は、評価書にも反映いたします。

周辺も含めたPFAS (PFOS 及び PFOA) の検出情報の把握や基準値の見直しや制度の改正等、情報の収集に努め、必要に応じて対応してまいります。

表 15-2 (1) 分析項目及び分析方法 (公共用水域の水質)
(準備書 p. 6. 6-8 表 6. 6. 2 (1))

| 分析項目 | 分析方法 |
|---|--|
| カドミウム又はその化合物 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (総理府・厚生省令第1号、昭和52年3月) |
| シアン化合物 | |
| 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る) | |
| 鉛又はその化合物 | |
| 六価クロム化合物 | |
| 砒素又はその化合物 | |
| 水銀又はその他の水銀化合物 | |
| アルキル水銀化合物 | |
| ポリ塩化ビフェニル | |
| ジクロロメタン | |
| 四塩化炭素 | |
| 1,2-ジクロロエタン | |
| 1,1-ジクロロエチレン | |
| シス 1,2-ジクロロエチレン | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | |
| トリクロロエチレン | |
| テトラクロロエチレン | |
| 1,3-ジクロロプロペン | |
| チウラム | |
| シマジン | |
| チオベンカルブ | |
| ベンゼン | |
| セレン又はその化合物 | |

表 15-2 (2) 分析項目及び分析方法 (公共用水域の水質)
(準備書 p. 6. 6-9 表 6. 6. 2 (2))

| 分析項目 | 分析方法 |
|-----------------------------------|--|
| ふっ素及びその化合物 | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (総理府・厚生省令第1号、昭和52年3月) |
| ほう素及びその化合物 | |
| 1,4-ジオキサン | |
| アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物 及び硝酸化合物 | |
| 水素イオン濃度 | |
| 生物化学的酸素要求量 | |
| 化学的酸素要求量 | |
| 浮遊物質 | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) | |
| フェノール類含有量 | |
| 銅含有量 | |
| 亜鉛含有量 | |
| 溶解性鉄含有量 | |
| 溶解性マンガン含有量 | |
| クロム含有量 | |
| 大腸菌群数 | |
| 窒素含有量 | |
| リン含有量 | |
| ダイオキシン類 | ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌汚染に係る環境基準 (環境庁告示第68号、平成11年12月) |
| 塩素イオン濃度 | 工場排水試験方法 (JISK0102) |
| 電気伝導率 | |
| 溶存酸素量 | 水質汚濁に係る環境基準 (環境庁告示第59号、昭和46年12月) |
| 大腸菌数 | |
| 油分 (TPH) | 油汚染対策ガイドライン (中央環境審議会土壌農薬部会・土壌汚染技術基準等専門委員会、平成18年3月) |
| 油臭・油膜 | |

表 15-3 分析項目及び分析方法（湧水の水質）
 （準備書 p. 6. 6-10 表 6. 6. 4）

| 分析項目 | 分析方法 |
|------------------|---|
| カドミウム | 水質汚濁に係る環境基準 (環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 12 月) |
| 全シアン | |
| 鉛 | |
| 六価クロム | |
| 砒素 | |
| 総水銀 | |
| アルキル水銀 | |
| PCB | |
| ジクロロメタン | |
| 四塩化炭素 | |
| 1, 2-ジクロロエタン | |
| 1, 1-ジクロロエチレン | |
| 1, 2-ジクロロエチレン | |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | |
| トリクロロエチレン | |
| テトラクロロエチレン | |
| 1, 3-ジクロロプロペン | |
| チウラム | |
| シマジン | |
| チオベンカルブ | |
| ベンゼン | |
| セレン | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | |
| ふっ素 | |
| ほう素 | |
| 1, 4-ジオキサン | |

表 15-4 分析項目及び分析方法（地下水の水質）
（準備書 p.6.6-11 表 6.6.5）

| 分析項目 | 分析方法 |
|-----------------------------|--|
| カドミウム | 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (総理府・厚生省令第1号、昭和52年3月) |
| 全シアン | |
| 鉛 | |
| 六価クロム | |
| 砒(ひ)素 | |
| 総水銀 | |
| アルキル水銀 | |
| ポリ塩化ビフェニル | |
| ジクロロメタン | |
| 四塩化炭素 | |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | |
| 1,2-ジクロロエタン | |
| 1,1-ジクロロエチレン | |
| 1,2-ジクロロエチレン | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | |
| トリクロロエチレン | |
| テトラクロロエチレン | |
| 1,3-ジクロロプロペン | |
| チウラム | |
| シマジン | |
| チオベンカルブ | |
| ベンゼン | |
| セレン | |
| 1,4-ジオキサン | |
| ふっ素 | 水質汚濁に係る環境基準 (環境庁告示第59号、昭和46年12月) |
| ほう素 | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準 (環境庁告示第68号、平成11年12月) |
| ダイオキシン類 | |
| 塩素イオン濃度 | 工場排水試験方法(JISK0102) |
| 電気伝導率 | |

表 15-5 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明
 （説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 p.14 表 2.4 (2)）

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|---------------|--|---|
| A | 生物多様性 (動物) | キジのようにあまり飛ばない鳥は、今後どのような保護をするのか教えてほしいです。 | キジについては、生息場所を移せるよう、工区を3段階に分けて実施する等、配慮しながら事業を進めていきます。 |
| C | 水質・底質 | 水質検査は何か所で、どの程度の検査をしたのか、確認したいです。深谷町側に、汚染されているような水が出てくる場所があります。また、井戸では異臭がします。場内の水が汚染されていないか、汚染土壌が区域内にあるということですが、周辺の環境の影響はあるのかどうか確認したいです。 | <p>河川の水質については、P-1～P-4^{※1}の4地点で水質調査を実施しています。P-3^{※1}では、フッ素が基準値を上回った調査回がありましたが、継続的なものではなく、現状の水質調査では問題はないことを把握しています。また、一部、茶色の水が確認された地点があったため、水質を確認しましたが、鉄分による金気水の症状で、一般的な河川においても見られ、水質上の問題はありませんでした。</p> <p>湧水についてもわきみずの森で調査を実施しています。なお、事業として地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しない計画です。</p> |
| A | 水質・底質 | 米軍使用後の土地ということで、PFASが土壌や水質から検出されていますか。 | <u>飲料水に対する数値基準はありますが、それ以外の基準がなく、今回の環境影響評価では、PFAS^{※2}の調査項目を設定していないため、調査は実施していません。今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目においては、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。</u> ^{注)} |

※1 説明会スライド p.83 及び準備書「6.6 水質・底質」の「図 6.6.1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

※2 ここでの PFAS は、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）を指します。
 注) 説明会での事業者の説明に関して、下線で示す説明について、誤った内容があったため、以下のとおり訂正いたします。

PFAS の基準について、公共用水域に対する指針値（暫定）が、令和2年4月に設定されておりますが、今回の環境影響評価で実施した水質・底質の調査項目は、「水質汚濁に係る環境基準」、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」等の各種基準及びガイドラインを基に審査会意見等を踏まえて設定しており、PFAS^{※2}については、環境基準の基準項目や、ガイドライン等における測定項目ではなかったため、調査を実施していません。なお、今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目（準備書 p.6.6-8～p.6.6-11、表 6.6.2～表 6.6.5 に示す分析項目）において、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。